

## 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準(案)

国に対する方針		区分	倉吉市の基準案
設置者から暴力団排除(現在國からは示されていない)		暴力団の排除	
利用・定員に関する基準	最低定員	幼保連携型認定こども園 20人 幼稚園型認定こども園 20人 保育所型認定こども園 20人 地域裁量型認定こども園 20人 保育所 20人 幼稚園 最低数を設けない 地域型保育事業 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)の定員を参照	従うべき基準
	子どもの年齢区分による定員設定	1号認定(3~5歳) 2号認定(3~5歳) 3号認定の内、0歳 3号認定の内、1~2歳 ※地域の実情に応じ、更に細かい設定することも可能	
	保育必要区分による定員設定	保育標準時間・保育短時間の区分を設けないで定員設定を行うことを基本 ※地域の実情に応じ、市町村の判断又は事業者の申請により区分することができる。	
	定員割れ、定員超過(弾力化等)の扱い	定員割れ ・実際の利用状況を反映した利用定員数とする 定員超過 ・利用定員は、認可定員の範囲内で設定することを基本 ・弾力的な運用は今後検討する	
	保護者の就労状況の変化	保護者の就労状況の変化により支給区分が変更となる場合は、基本的に柔軟な取り扱いが可能	
運営に関する基準	(1)提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	施設・事業者が適切な教育・保育を提供するため、提供開始にあたって、保護者に対し事前説明を行い、同意を得ることを求める	従うべき基準
	事前説明を要する事項	・運営規定の概要 ・苦情処理体制 ⇒ 施設・事業者の選択に資すると認められる事項 ・事故発生時の対応	参考すべき基準
	事前説明の方法	・パンフレット、説明書などの文書による丁寧な説明が基本 ・保護者の求めに応じ電子ファイルも可	参考すべき基準
	(2)応諾義務	利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならない 正当な理由 ・定員に空きがない ・定員を上回る利用申し込みがあった(選考が必要) ・その他特別な事情がある ※特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制、利用者負担の滞納、通園標準区域の設定などについて慎重に整理した上で、国が取り扱いを示す市町村やその他の施設・事業者の連絡調整等に関してできる限り協力する	従うべき基準
	適切な教育・保育提供困難であって正当な理由に該当する場合は、他施設等への連絡、市町村によるあっせんの要請等必要な措置を講じる	参考すべき基準	
	(3)定員を上回る場合の選考	国が定める選考基準に基づき選考 選考方法は、あらかじめ明示 1号認定(教育標準時間認定を受けた子ども) ・抽選、先着順、設置者の理念に基づく選考など 2号3号認定(保育認定を受けた子ども) ・市町村が利用調整を行う(優先利用の取り扱いの中で整理) ※施設の受け入れ態勢が整っている場合は、特別な支援が必要な子どもの優先選考可	従うべき基準
	(4)支給認定証の確認、支給申請の援助	提供の開始にあたって、支給認定証の確認 申請が行われていない場合は、支給認定申請の援助	参考すべき基準

国との基準のとおり

国の方針		区分	倉吉市の基準案
運営に関する基準 教育・保育に提供に関する基準	(1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針に則った教育・保育の提供 子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供する基準 ・幼稚園 幼稚園教育要領 ・保育所 保育所保育指針 ・認定こども園 (仮) 幼保連携型認定こども園保育要領 ・地域型保育事業 保育所保育指針に準じ、子どもの心身状況を踏まえた適切な保育の提供	従うべき基準	国の方針のとおり
	(2) 子どもの適切な処遇 利用児童の平等取り扱い 虐待等の禁止 懲戒に係る権限の濫用防止		
	(3) 連携施設との連携(地域型保育事業のみ) 連携施設の設定 ・保育内容に関する支援 ・卒園後の受け皿 連携内容の明確化 ・給食の外部搬入、嘱託医の検診 ・卒園後の受け皿としての優先利用枠		
	(4) 上乗せ徴収等		
	(5) 特別利用保育・特別利用教育の提供 認可基準によることを基本		
	(6) 教育・保育の提供に関するその他の事項 保護者の虚偽・不正行為による教育・保育の提供を把握した場合の市町村への通知		
運営に関する基準 教育・保育に提供に関する基準	(1) 運営規定の策定 運営規定に定めるべき事項 ・施設事業の目的及び運営の方針 ・提供する教育・保育の内容 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・教育・保育を提供する日及び時間(開所時間)、提供を行わない日(休業日) ※教育に関しては、学期、長期休業日、教育標準時間を含む ※保育に関しては、保育標準時間認定、保育短時間認定の子どもの利用時間帯を含む ・利用料に関する事項(実費徴収・上乗せ徴収の有無・理由・その額を含む) ・利用定員(確認制度上の定員設定と同じ区分で定める) ・施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 ※入園資格、選考を行う場合の基準を含む ・緊急時における対応方法 ・非常災害対策 ・虐待防止のための措置に関する事項 ・その他の施設・事業の運営に関する重要事項	参考すべき基準	国の方針のとおり
	(2) 個人情報管理(秘密保持) 業務上知りえた子ども及びその保護者の秘密の保持 職員(退職者を含む)に対して、秘密保持のために必要な措置を講じる 関係機関(小学校等)への情報提供が必要な場合に対応するため、保護者に周知・説明し同意を得る		
	(3) 非常災害対策、衛生管理等 非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制の整備、職員への通知、定期的な訓練の実施 施設・設備の衛生管理に努め、感染症のまん延防止のための措置を講じる		
	(4) 事故発生の防止、発生時の対応 事故の発生防止 ・事故発生防止のための指針の整備 ・従業員に対する、改善策の周知体制の整備 ・事故発生防止のための委員会及び従業員への研修の実施 事故発生時の対応 ・保護者、市町村に対して速やかな報告 ・事故発生時の状況、処置等に関する記録 ・損害賠償		国の方針のとおり

国の対応方針		区分	倉吉市の基準案
運営に関する基準	(5)評価 自己評価及びそれに基づく改善 学校関係者(保護者等)評価の受審に努める 第三者評価の受審に努める	参 照 す べ き 基 準	国 の 基 準 の と お り
	(6)苦情処理 苦情受付窓口の設置 市町村による指導監督等に対し、必要な協力、改善等		
	(7)会計の区分 教育・保育施設・地域型保育事業ごとの区分経理 財務諸表の公表		
	(8)管理・運営に関するその他の事項 職員の勤務体制を定め、必要研修機会を確保し、資質向上等を図る 誇大広告の禁止		
	(9)撤退時のルール 確認の辞退、定員の減少等における利用者の継続利用の提供に係る協力		
	連携施設の確保・設定が困難であり、あらなる環境整備が必要と市町村が判断した場合、平成31年度末までの間、一定の措置を講じた上で、連携施設の設定を求めないことができる		
経過措置	経過措置		国 の 基 準 の と お り